



障害学生支援理解・啓発セミナー 基調講演



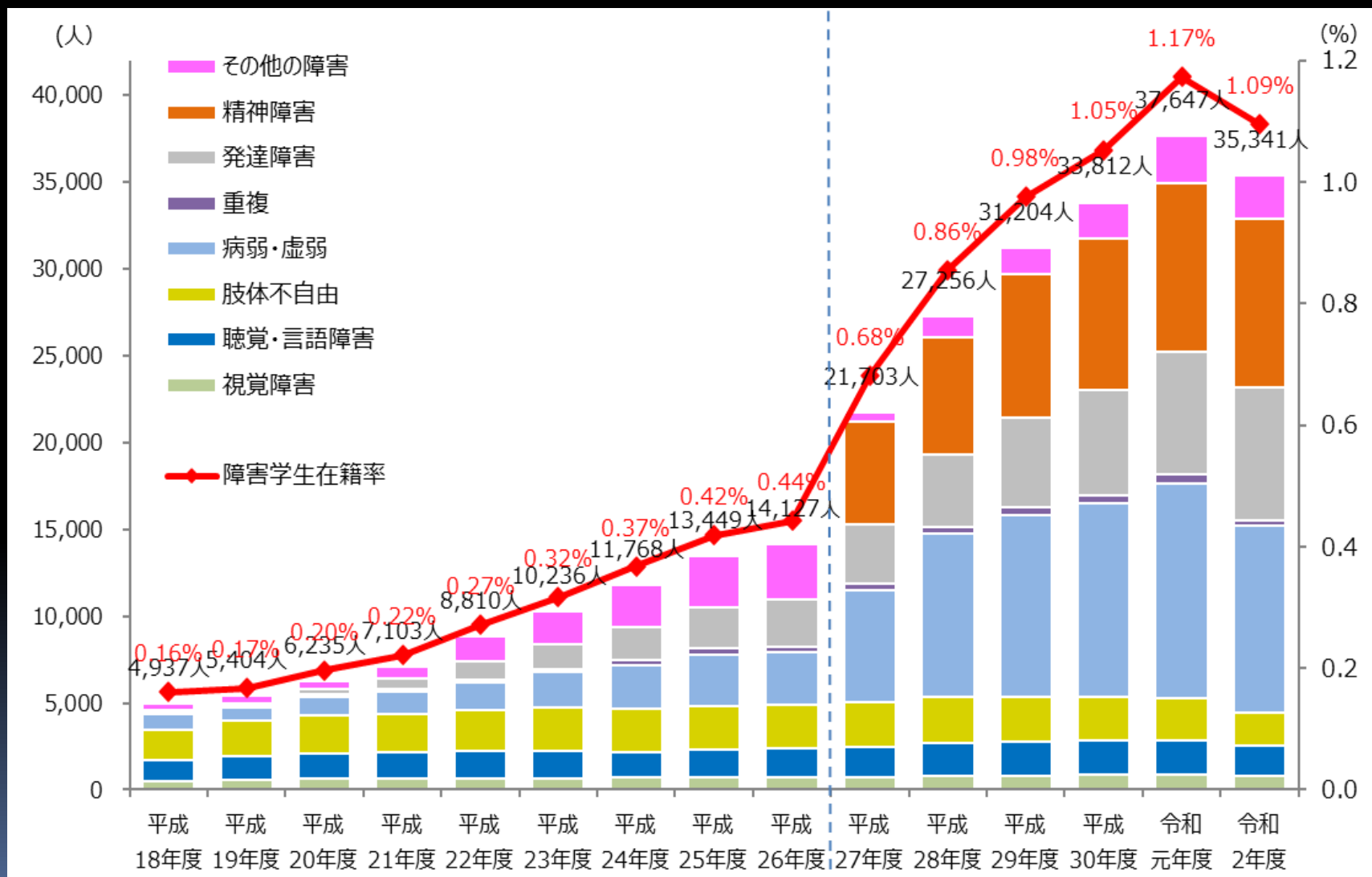
桜花学園大学 柏倉秀克
kashiwakura@ohkagakuen-u.ac.jp

構成

- 高等教育機関における障害学生の現状
- 私立大学における体制整備
- 学生支援をめぐる法令等の整備
- 障害者差別解消法の改正
- 合理的配慮はすべての大学等で義務化
- 特別な配慮が必要な学生に対する合理的配慮
- 学外のリソースとの連携

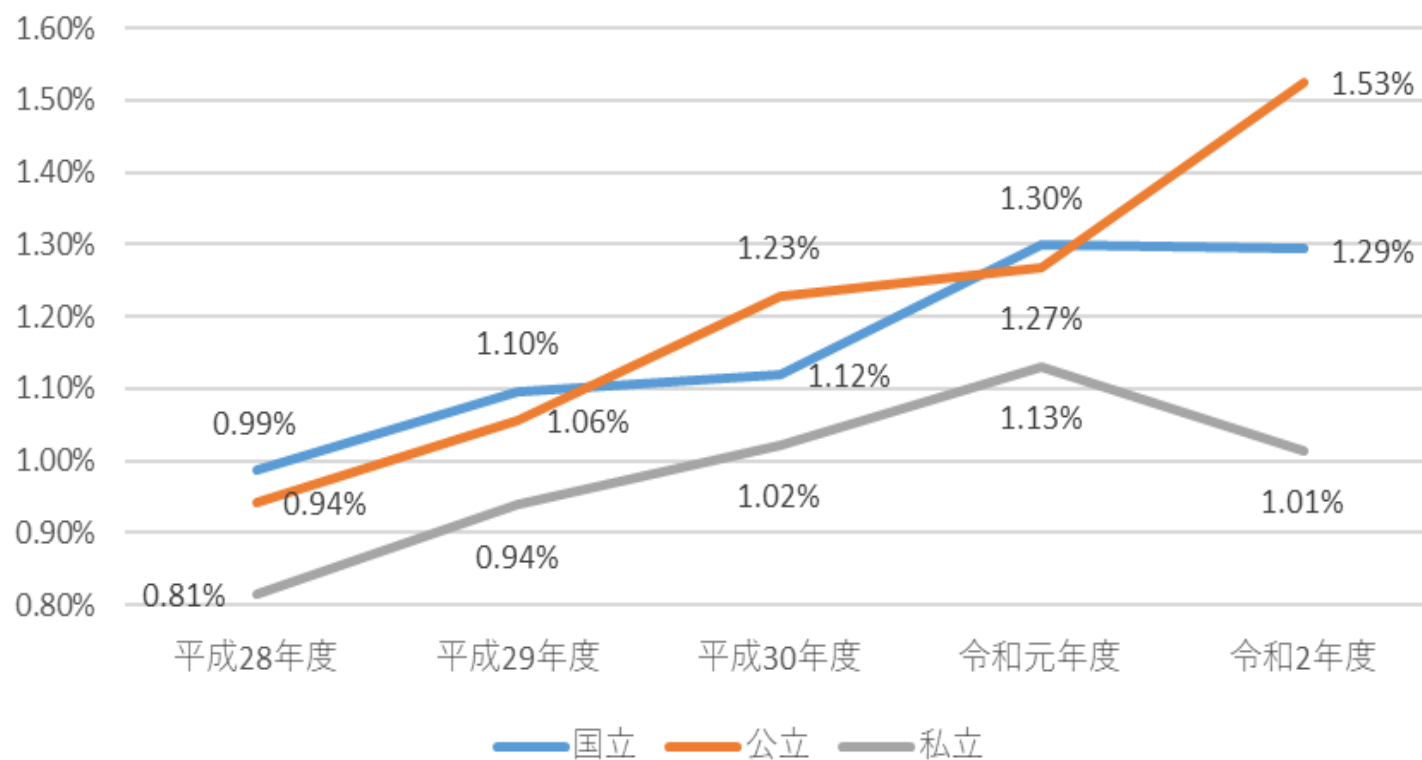
※出典等：日本学生支援機構，国立高等専門学校機構 船越先生，
信州大学 高橋先生

障害学生数の経年推移 (JASSO 2021)

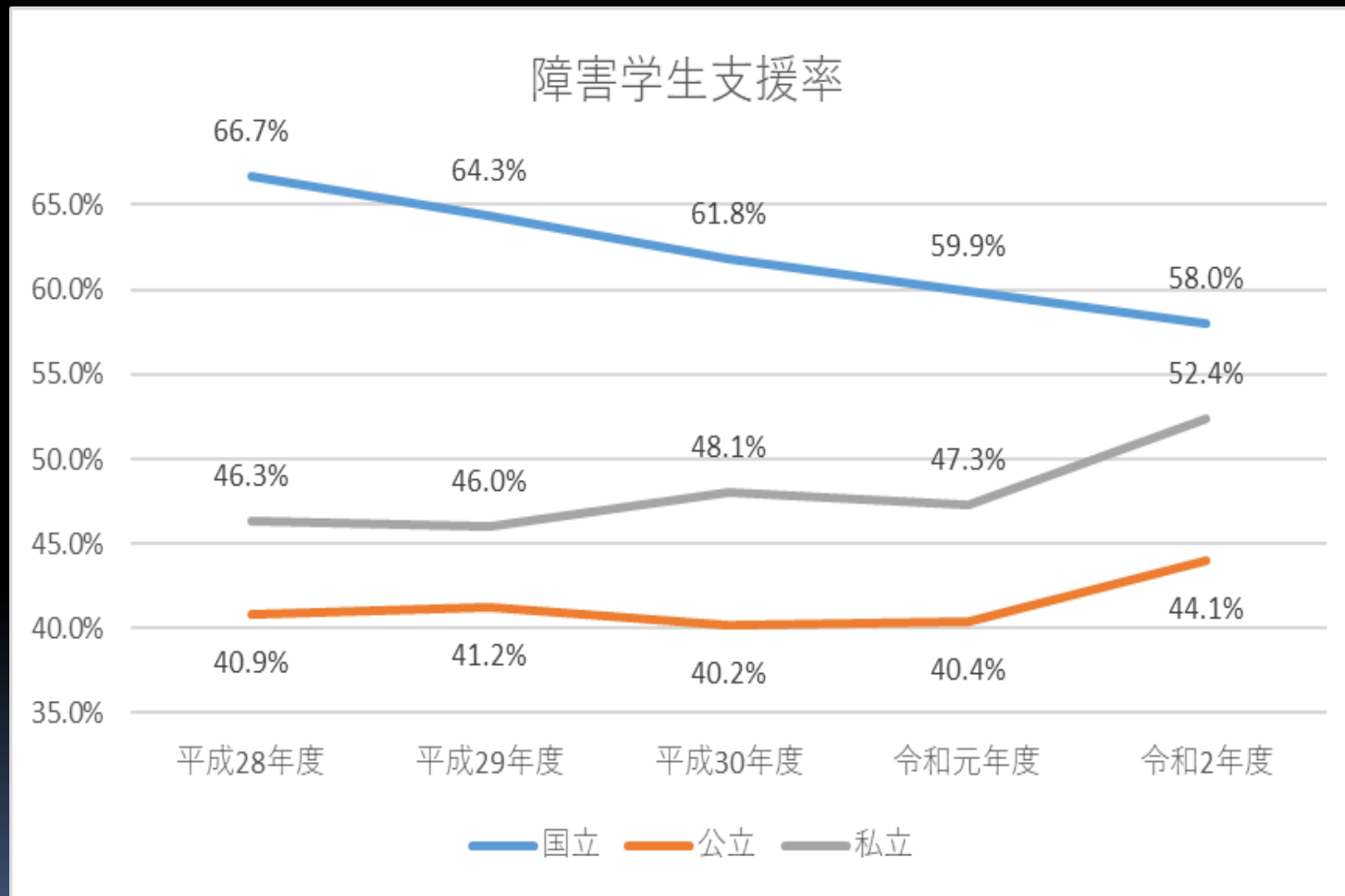


障害学生の在籍状況等(JASSO 2021)

障害学生在籍率



障害学生の在籍状況等(JASSO 2021)



日本の全高等教育機関に求められている対応(高専機構 船越)

内閣府 障害者基本計画(第4次計画 平成30(2018)年度~令和4(2022)年度)

令和4年度までに100%達成を目指さなければならない項目

9. 教育の振興(基本法第16,17条関係、条約第24,30条関係) 目標分野 高等教育における障害学生支援の推進

障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況

①障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合

②障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合

障害学生の支援等に関する体制の整備状況

①障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合

②障害学生支援担当者を配置している大学等の割合

③紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合

④ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合

⑤ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合

障害学生への就職指導の状況

①障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合

②障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合

大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況

①入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合

私立大学の学生数(高専機構 船越)

表2 高等教育機関の学校数、在学者数、教員数

区分	学校数(校)				在学者数(人)						教員数(本務者)(人)		
	計	国立	公立	私立	計	うち女子	女子の比率(%)	国立	公立	私立	計	うち女子	女性の比率(%)
大学	(9)	(-)	(1)	(8)	(-3,063)	(1,225)	(0.1)	(-7,568)	(403)	(4,102)	(1,737)	(1,520)	(0.6)
	795	86	94	615	2,915,605	1,294,320	44.4	598,881	158,579	2,158,145	189,599	49,138	25.9
うち学部	(9)	(-)	(1)	(8)	(14,424)	(9,503)	(0.1)	(-2,239)	(1,041)	(15,622)			
	770	82	92	596	2,623,572	1,193,465	45.5	435,162	139,694	2,048,716			
うち大学院	(1)	(-)	(-)	(1)	(-92)	(555)	(0.2)	(-767)	(240)	(435)			
	643	86	84	473	254,529	82,982	32.6	152,007	16,668	85,854			
うち修士課程	(-)	(-)	(-)	(-)	(-1,964)	(-384)	(0.2)	(-1,633)	(46)	(-377)			
	614	86	82	446	160,297	50,933	31.8	93,720	10,699	55,878			
うち博士課程	(1)	(-)	(-)	(1)	(634)	(376)	(0.3)	(315)	(170)	(149)			
	459	77	66	316	75,345	25,588	34.0	50,886	5,222	19,237			
うち専門職学位課程	(-1)	(-)	(-)	(-1)	(1,238)	(563)	(0.8)	(551)	(24)	(663)			
	124	61	7	56	18,887	6,461	34.2	7,401	747	10,739			
うち専攻科					(69)	(32)	(-2.2)	(1)	(10)	(58)			
					902	659	73.1	297	119	486			
うち別科					(-1,026)	(-542)	(0.2)	(-30)	(-5)	(-991)			
					3,694	1,987	53.8	300	58	3,336			
うちその他					(-16,438)	(-8,323)	(-1.4)	(-4,533)	(-883)	(-11,022)			
					32,908	15,227	46.3	11,115	2,040	19,753			
短期大学	(-3)	(-)	(-)	(-3)	(-5,417)	(-5,222)	(-0.4)	(-)	(-193)	(-5,224)	(-229)	(-84)	(0.5)
	323	-	17	306	107,596	94,644	88.0	-	5,548	102,048	7,211	3,832	53.1
高等専門学校	(-)	(-)	(-)	(-)	(-150)	(350)	(0.7)	(-81)	(19)	(-88)	(-55)	(6)	(0.3)
	57	51	3	3	56,974	11,671	20.5	51,217	3,800	1,957	4,114	472	11.5
専門学校	(-26)	(-)	(-)	(-26)	(6,545)	(2,960)	(-0.1)	(-34)	(-556)	(7,135)	(-158)	(-115)	(-0.1)
	2,779	9	184	2,586	604,415	343,425	56.8	299	23,293	580,823	37,235	19,988	53.7

- (注) 1 ()は、前年度からの増減値である。
 2 「在学者数」には、学部学生・本科学生のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。
 3 「大学」のうち数については、在学者がいる学校数を計上している。
 4 「うちその他」の学生とは、科目等履修生、聴講生及び研究生である。
 5 「専門学校」とは、専修学校のうち専門課程を置く学校をいう。

日本の大学学部生の在学者数

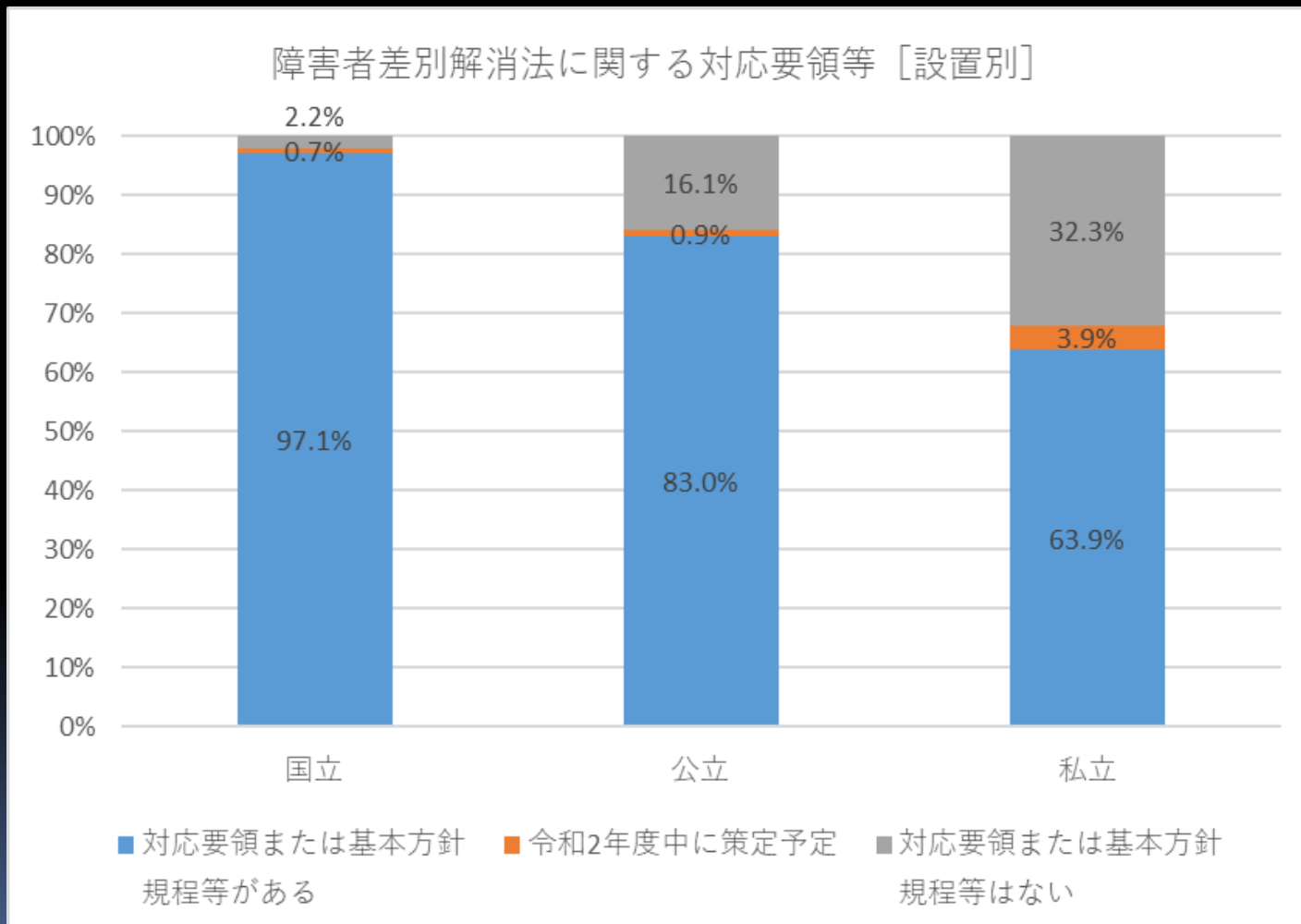
学部全体	国立大学	公立大学	私立大学
+14,424	-2,239	+1,041	+15,622
2,623,572	435,162	139,694	2,048,716

日本の大学学部生の
約80%
(78.1%)は
 私立大学で学んでいる

R2年度の私立大学学部在籍
 障害学生の在籍率は

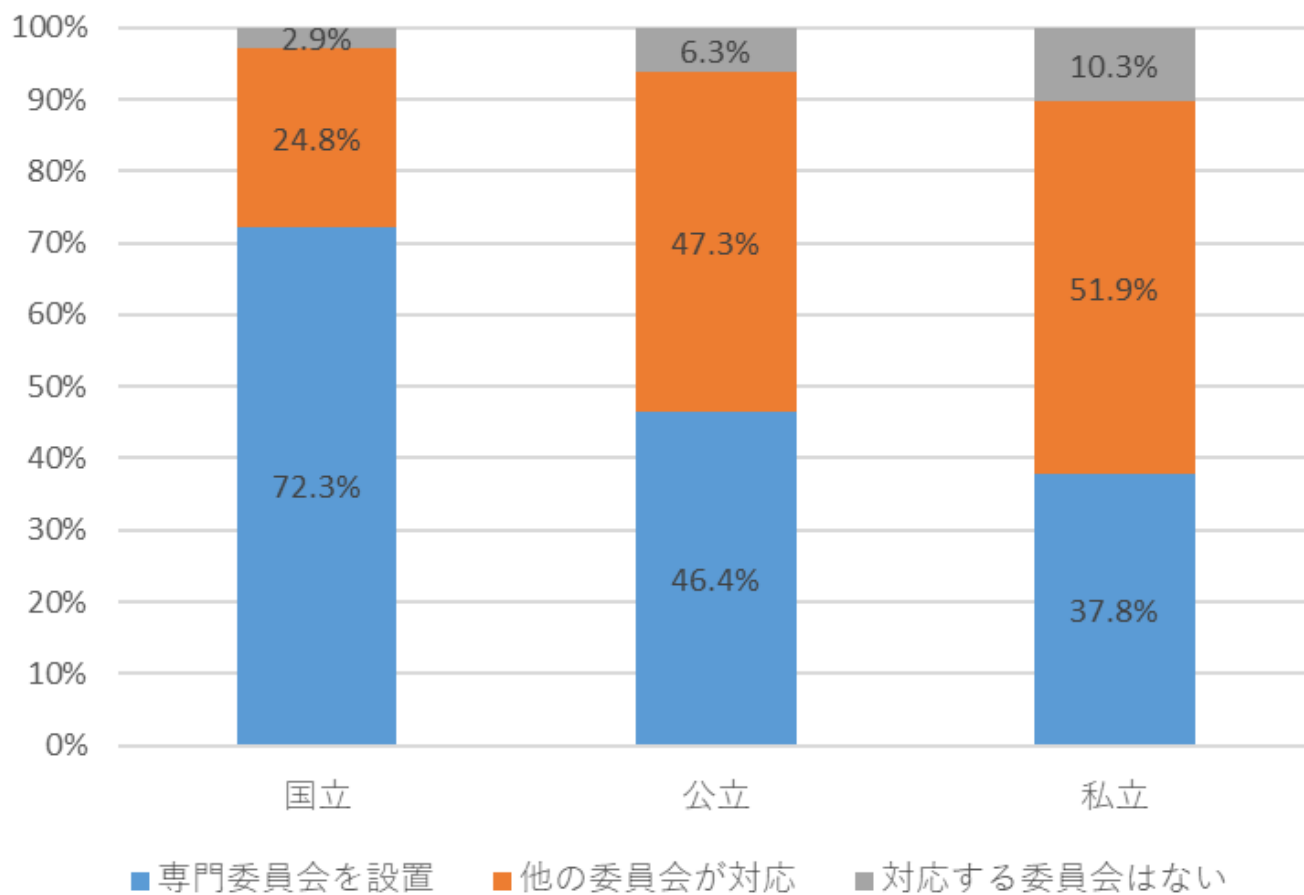
約1%

障害学生支援に向けた体制整備状況(JASSO 2021)



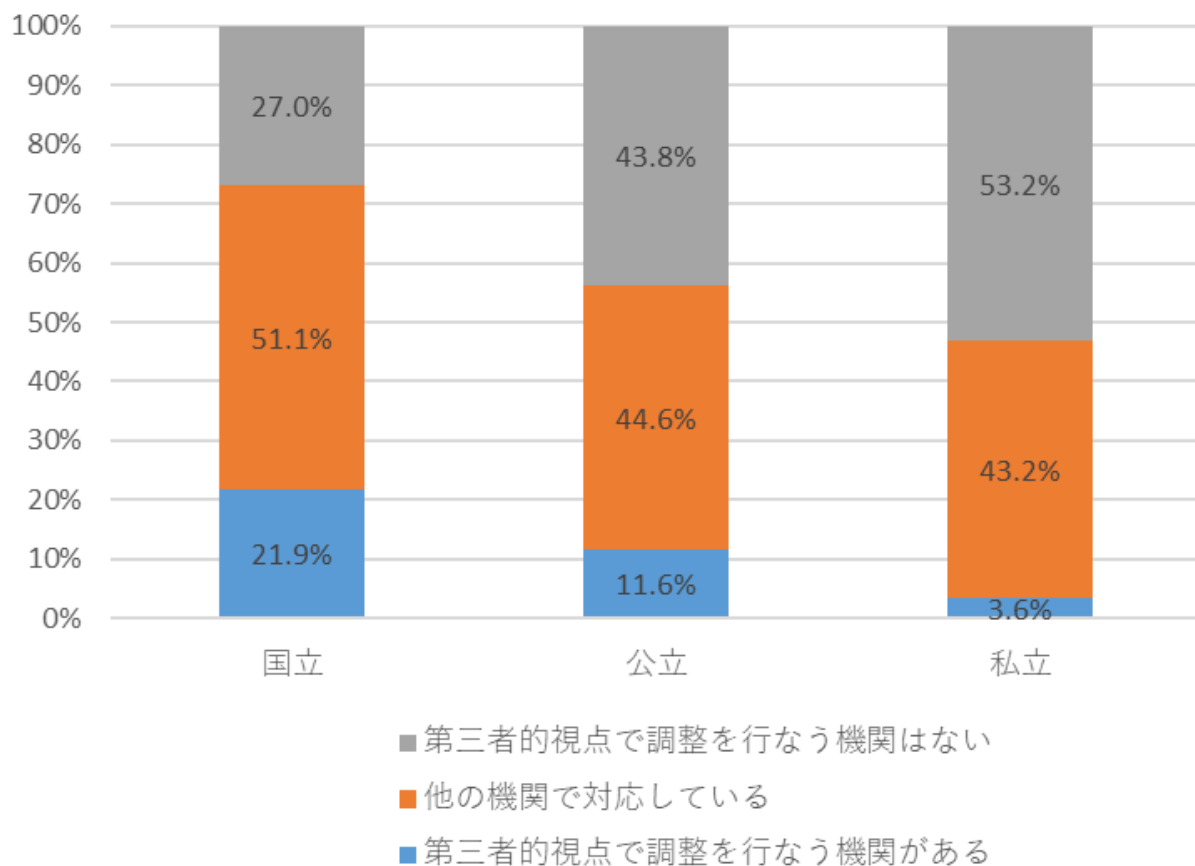
障害学生支援に向けた体制整備状況(JASSO 2021)

障害学生支援に関する専門委員会等[設置別]

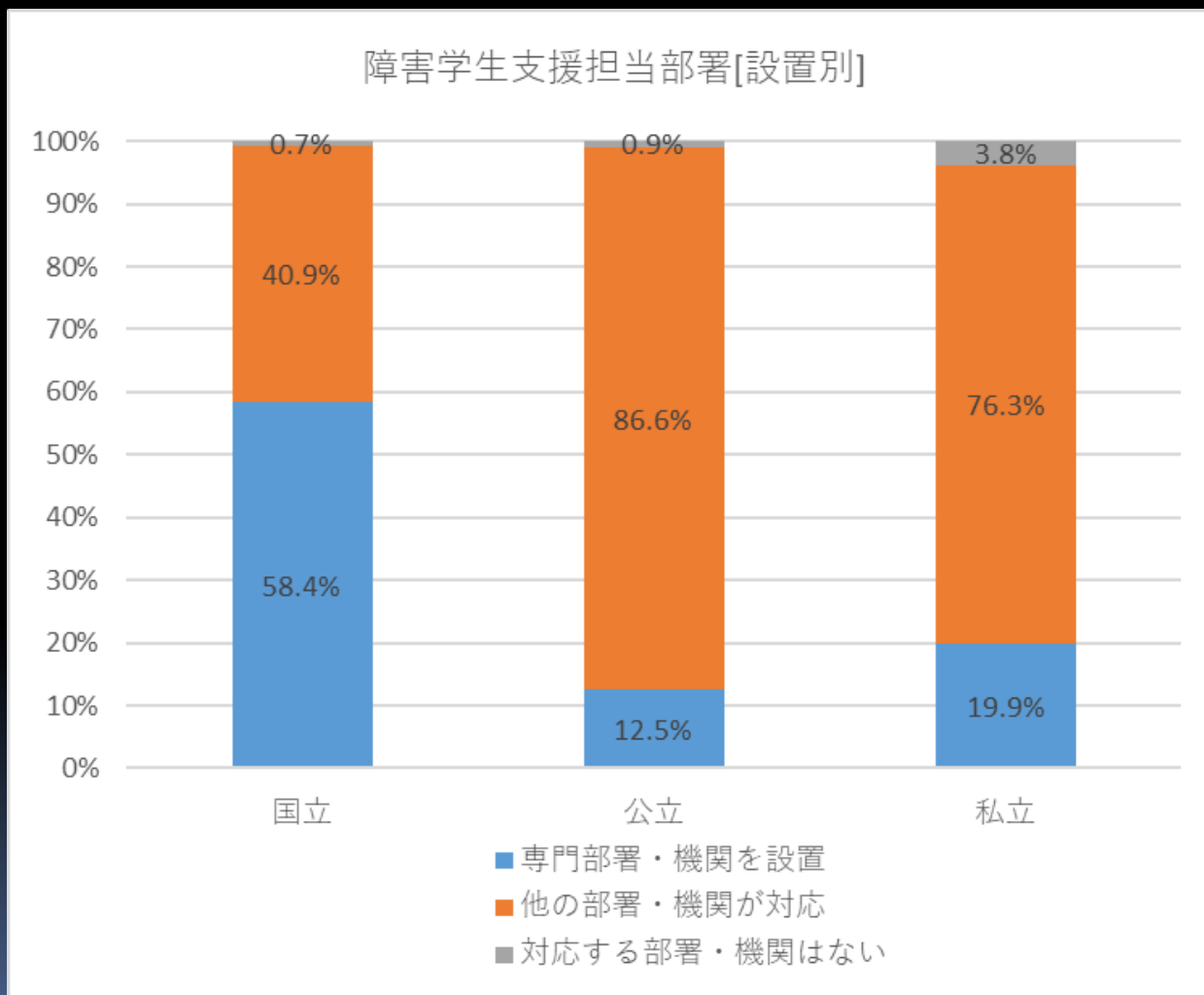


障害学生支援に向けた体制整備状況(JASSO 2021)

紛争の防止、解決等に関する調整機関[設置別]

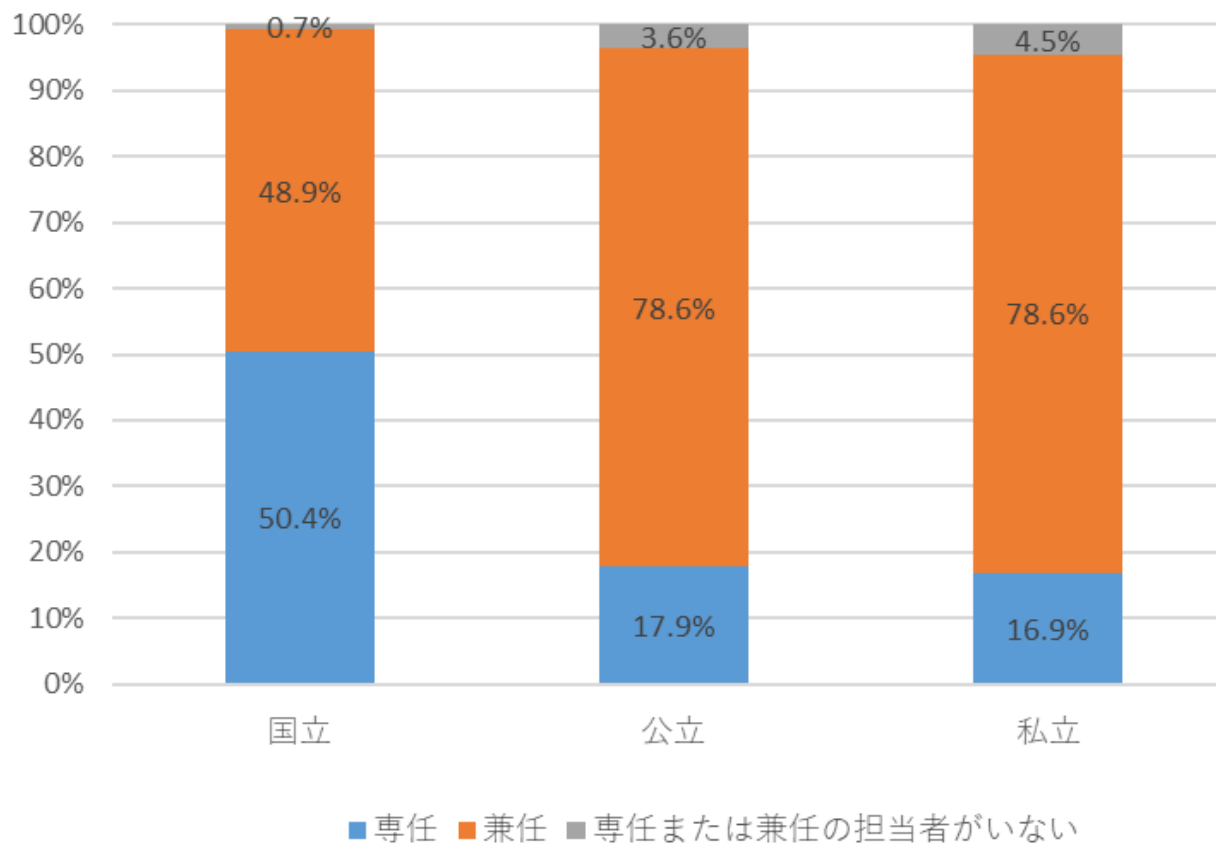


障害学生支援に向けた体制整備状況(JASSO 2021)



障害学生支援に向けた体制整備状況(JASSO 2021)

障害学生支援担当部署[設置別]



支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

改正障害者基本法（2013）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013）

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（2013）

障害者の権利に関する条約の批准（2014）

「文部科学省所管事業分野」における障害を理由とする
差別の解消の推進に関する対応指針（2015）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（2021）



雇用促進法の改正，文科省対応指針の改定
各大学における対応要領等の改定

障害者差別解消法の改正

[経緯]

- 障害者差別解消法附則第7条：3年後見直し
- 同法の一部を改正する法律（2021）

[概要]

- 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- 事業者による合理的配慮提供の義務化
- 差別を解消するための支援措置の強化
支援措置の実施を追加，人材育成，情報収集

障害者差別解消法による義務及び努力義務

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第7条1項)	—
学校法人 (=民間事業者)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

2018年10月1日 施行

東京都「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」

※ 民間事業者＝私立の教育機関も合理的配慮の提供が義務化

2021年5月28日（施行は公布から3年を超えない日）

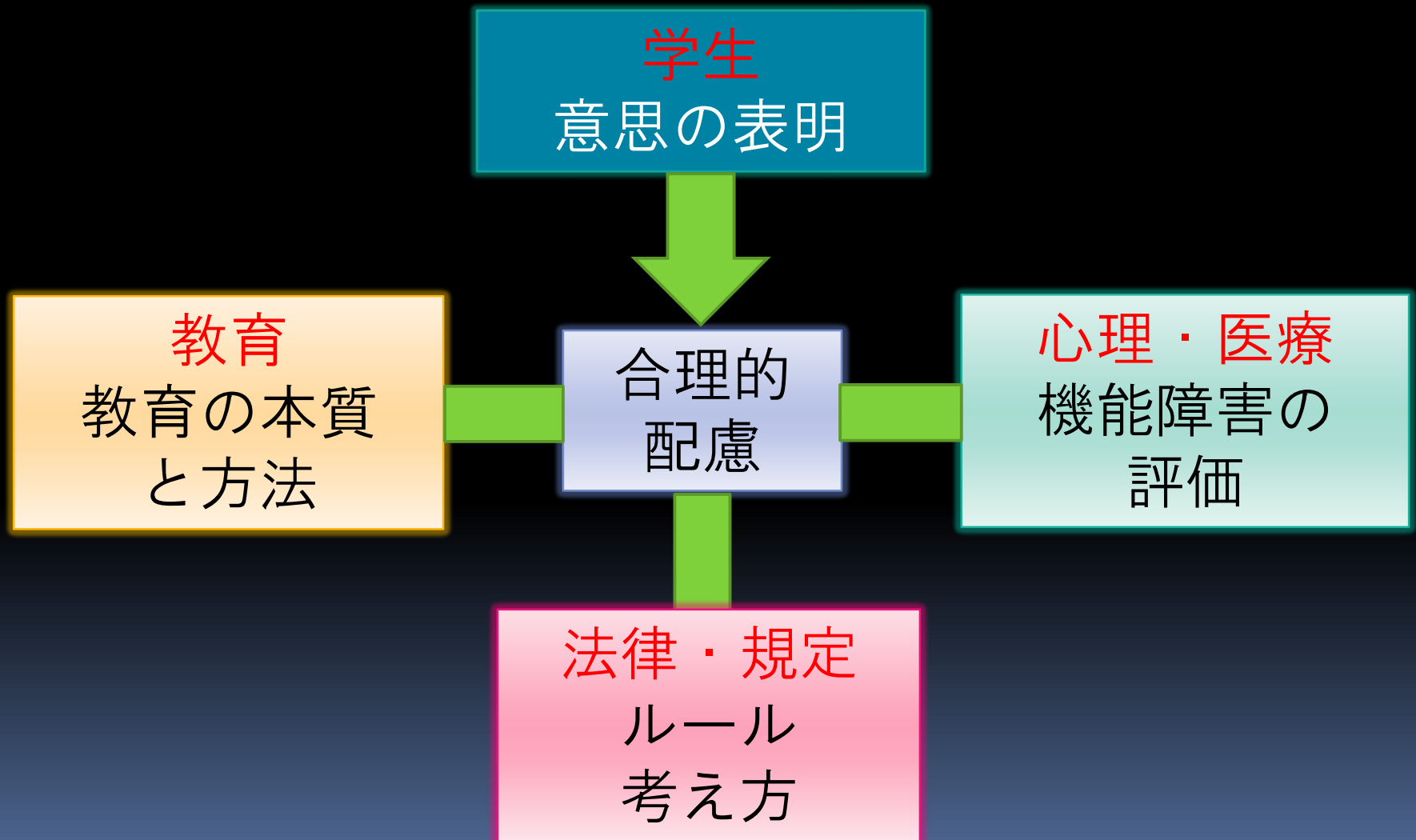
「改正障害者差別解消法」 参議院本会議において可決・成立

3年以内に
私立大学でも
合理的配慮提供
義務化！

合理的配慮:障害者差別解消法

障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる

合理的配慮を構成する要素(高橋知音 信州大学)



高等教育機関に求められていること

2012年

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告
(第一次まとめ)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm



2017年

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告
(第二次まとめ)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm



2015年

文部科学省所管事業分野における障害者差別解消の推進に
関する対応指針

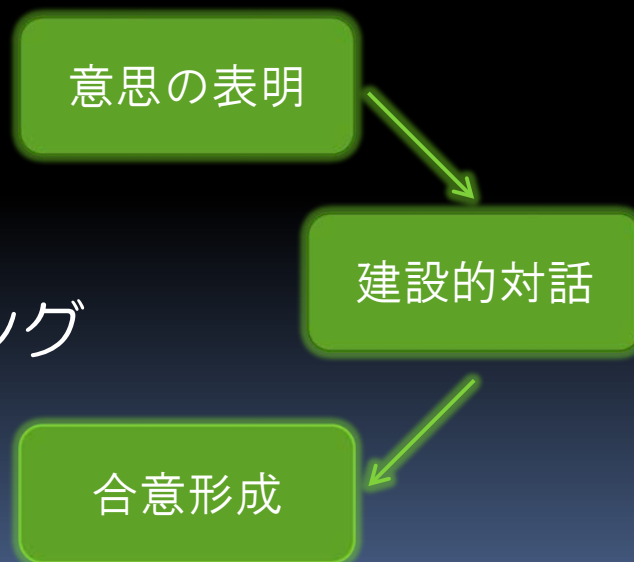
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielldfile/2019/04/11/1339465_0100.pdf



第2次まとめ：合理的配慮の内容の決定の手順

これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

- ①障害学生からの申出
- ②両者の建設的対話
- ③内容決定の際の留意事項
- ④決定された内容のモニタリング



私立大学に対する財政支援策(高専機構 船越)

合理的配慮を提供するための財政支援策

經常経費に対する補助として
日本私立学校振興・共済事業団が交付する
「私立大学等經常経費補助金の一般補助」

{(障害のある学生の数×1,600千円)
+ (障害のある学生に対する具体的配慮の取組数×400千円)}×5/10
×増減率(定員充足率等の状況により学部ごとに131%~1%)

※予算額との兼合いから算定結果に一律の圧縮率を乗じることがある。

※参考：

「私立大学等經常費補助金取扱要領・配分基準」
(日本私立学校振興・共済事業団助成部)

学校種別による『財政支援』（高専機構 船越）

国立大学法人

一般運営費交付金

+

一定の条件を満たした大学には「障害者向け情報発信促進等経費」としてH24から支給されている経費が継続支給されている



在籍学生数による増減

なし

公立大学法人

設置自治体の判断によりさまざま



在籍学生数による増減

不明

学校法人

日本私立学校振興・共済事業団「経常費補助金」



在籍学生数による増減

あり

改正障害者差別解消法施行に向けて 財政支援の拡充がなされるという話は聞こえてこない。。。

Q.私立大学の合理的配慮提供義務化により何が変わるのか？

A.これまでもとめられてきたことと変わらない…

法や指針等で示されてきたことを全大学が確実に履行できるようにする！

学外のリソースとの連携

1. 障害学生支援に関する知見・専門性の共有

- ①全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD Japan）
事務局：東京大学先端科学技術研究センター
- ②日本学生支援機構（JASSO）
- ③障害のある学生の修学・就職支援促進事業（文科省）
東京大学，京都大学
- ④地域における支援組織との連携

2. その他のリソース

- ①日本学生支援機構：紛争事例集，合理的配慮事例集
- ②文献 『合理的配慮ガイドブック』
『よくわかる大学における障害学生支援』